

八街市マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和6年度～令和15年度)

令和 6年 4月 1日

1 八街市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

八街市の区域内におけるマンション数は、平成30年住宅・土地統計調査より約130戸とあり、現時点では築40年以上のマンションは約0戸と推計されるが、10年後には約130戸と、今後高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、管理不全マンションの予防に重点をおいてマンション管理適正化を進めることとします。

2 八街市の区域内におけるマンション管理の状況を把握するために八街市が講ずる措置に関する事項

八街市の区域内におけるマンション管理を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3 八街市の区域内におけるマンション管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に則し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 八街市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（八街市マンション管理適正化指針）に関する事項

八街市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。なお、実態調査等を踏まえ、必要に応じ、八街市の地域性に応じたマンション管理の基準を追加することについても検討します。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や、管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間とします。